

財政再建等調査特別委員会

調査結果中間報告書

平成19年12月19日

茨 城 県 議 会

(資料 8)

平成 19 年 12 月 19 日

茨城県議会議長 飯野 重男 殿

財政再建等調査特別委員会
委員長 石川 多聞

財政再建等調査特別委員会調査結果中間報告書

平成 19 年第 1 回定例会において、本委員会に付託された「行財政改革の徹底を図り、財政再建を進めるための諸方策の調査」について、これまでの調査経過及び結果を次のとおり報告する。

目 次

中間報告にあたって	1
I 調査方針等	
1 財政再建等調査特別委員会調査方針	2
2 調査フロー	3
II 本県財政状況等の現状・課題と見直しの方向	
1 本県財政の概況	4
2 行政組織の現状・課題と見直しの方向	5
3 歳出面の現状・課題と見直しの方向	6
4 歳入面の現状・課題と見直しの方向	6
III 調査項目	7
IV 本県財政再建のための諸方策	
1 行政組織改革のための諸方策	8
2 歳出削減のための諸方策	10
3 歳入確保のための諸方策	13
4 その他財政再建のための諸方策	14
V 平成20年度予算編成及び行政組織改編に向けて	15
VI 今後の調査にあたって	15
関連資料	16
資料1 調査にあたった委員	
資料2 調査活動経過	
資料3 第二期地方分権改革の推進を求める意見書	
資料4 本県財政の概況	
資料5 財政収支見通し	
資料6 平成19年度予算の内訳	

中間報告にあたって

本委員会は、平成19年第1回定例会において、「行財政改革の徹底を図り、財政再建を進めるための諸方策」を調査するために設置され、平成19年5月11日に第1回目の委員会を開催して以来、これまで11回にわたる審議を進めてきたところである。

(資料1 調査にあたった委員)

この間、全部局から行財政改革を進めるにあたっての現状・課題と対応の方向について説明聴取を行うとともに、行財政改革に積極的に取り組んでいる岡山県、大阪府、京都府などの状況調査を実施するなど精力的に審議を重ねてきたところである。

(資料2 委員会調査活動経過(平成19年12月14日まで))

また、本県の財政状況をここまで危機的にした最大の原因をいわゆる「三位一体の改革」に伴う国の方針的な地方交付税の削減とともに、国の税財政制度に係る諸問題に対して、平成19年6月22日に菅総務大臣など関係省庁幹部などに対し、意見書を提出したところである。

(資料3 第二期地方分権改革の推進を求める意見書)

現在県においては、平成20年度に向け、予算編成や行政組織体制の改編などについての事務的な作業を行っているが、「未曾有の危機」と県自らが認識している財政状況を踏まえると、行財政改革は一刻の猶予も許されない状況である。

このため、中間報告として、これまでの調査審議を踏まえ、行政組織の見直しや、歳入歳出面の改革など財政再建を進めるための諸方策について提言するとともに、今後の調査の方向性について示すものである。

I 調査方針等

1 財政再建等調査特別委員会調査方針

本委員会に付託された「行財政改革の徹底を図り、財政再建を進めるための諸方策の調査」を達成するため、第1回委員会で調査方針を決定した。

(1) 調査目的

本県の財政は、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減により一般財源総額が大きく減少し、平成19年4月からは職員給与の削減措置を講じるなど、未曾有の財政危機に瀕している。

一方、少子高齢化社会の進展や医師不足問題、南北格差への対応など行政需要が多様化しているなかで、本県が激化する地域間競争に打ち勝ち、活力ある発展を遂げていくためには、県民ニーズを的確に捉え、迅速に施策展開するための財源や組織体制が必要である。

そこで県議会は、持続可能で健全な財政構造を確立するため、歳入歳出全般にわたる徹底した見直しや、簡素で効率的な運営ができるような行政組織体制の見直しなど所要の調査を行う。

(2) 調査項目

行財政改革の徹底を図り、財政再建を進めるための諸方策について調査する。

- (1) 岁出の削減
- (2) 岁入の確保
- (3) 行政組織の見直し

(3) 調査期間

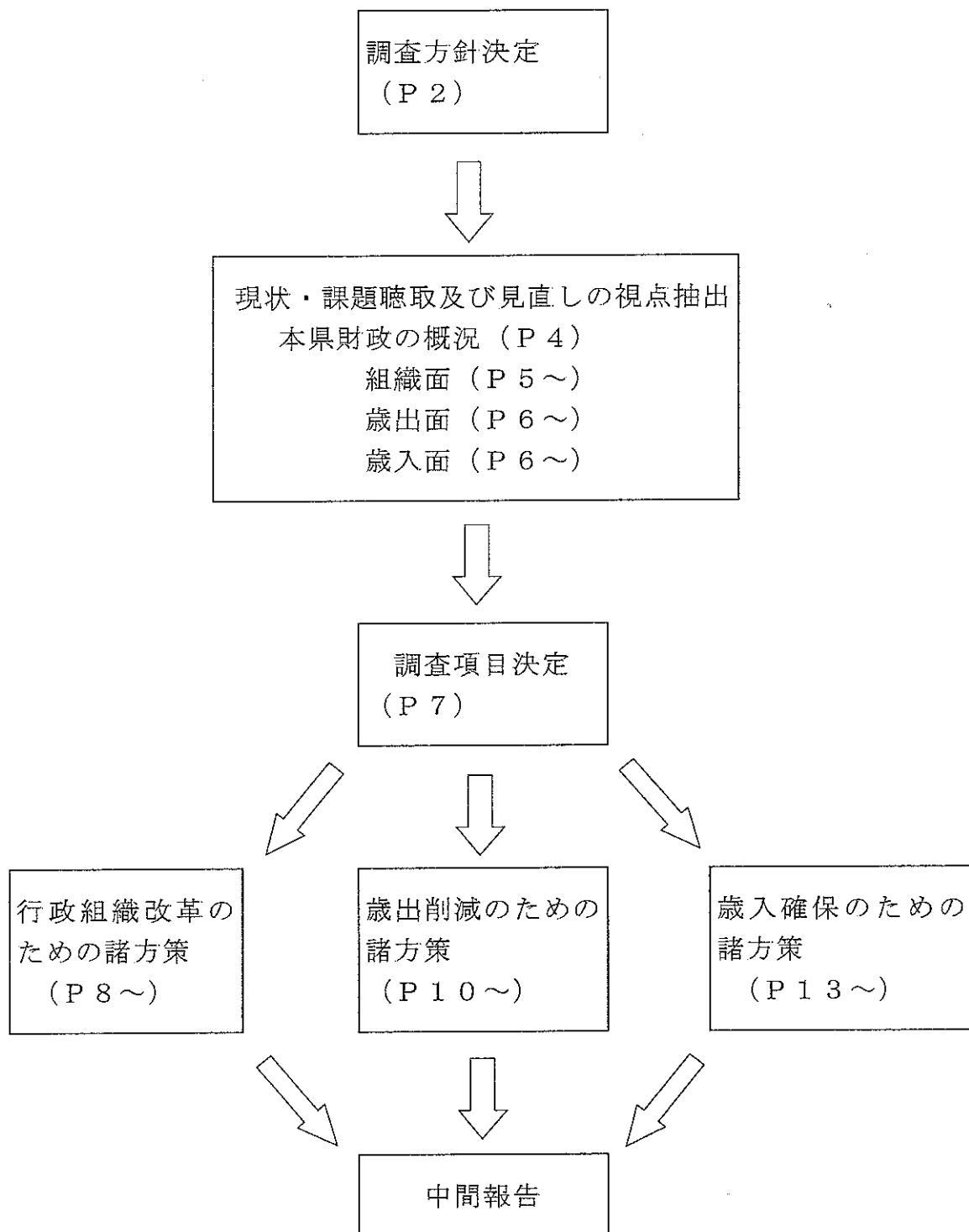
調査期間は平成20年6月までのおおむね14カ月とする。

(4) 調査結果

本委員会の調査が、本県将来の財政再建に繋がるよう平成20年第2回定例会の期間中に最終調査結果を報告する。また、当面の財政危機に適切に対応するため、必要に応じ調査期間中に提言を行う。

2 調査フロー

本委員会が調査しなければならない3分野はそれぞれ幅広であり、限られた時間の中で最大限かつ具体的な成果を得るため、下記のフローに沿って調査を進めてきた。



II 本県の財政状況等の現状・課題と見直しの方向

財政再建は、歳出削減と歳入確保の2つの方法によってしか成し遂げることができない。本委員会では、本格的な審議に先立ち、まずは、本県財政の現状を概括的に調査し、その後、財政再建に効果的な調査項目を決定するため、行政組織面、歳出面、歳入面それぞれについての現状と課題を聴取し、見直しの視点を抽出した。

1 本県財政の概況

(1) 県税・地方交付税等の状況（資料4）

平成15～19年度の5年間の県税・地方交付税等の推移をみてみると、県税収入が1,685億円伸びているのに対して、地方交付税等は2,951億円削減され、その結果一般財源は1,266億円減少している。

これは、三位一体改革における地方交付税の削減によるものである。

(2) 県債残高、一般財源基金残高等の状況（資料4）

県では、平成20年度までに県債残高を減少に転じさせることを目指している。

平成元年度以降の20年間の状況をみてみると、県債残高は終始増加を続けていますが、ここ数年は公共投資の縮減等により伸び幅が小さくなっている。

一般財源基金残高については、ピーク時には1,700億円を超えた時期もあったが、平成19年度末見込みでは130億円となっており、1兆円程度の予算規模に対しては極めて少額で、枯渇寸前の状況である。

(3) 当面の財政収支見通し（資料5）

県では、平成22年度を目途に一般財源基金からの繰り入れに頼らずにプライマリーバランスを黒字化させることを目指しているが、平成19年度当初予算を基礎とした平成21年度までの財政収支見通しでは、これまでと同様の財源対策を行ったとしても、平成20年度に250億円、平成21年度に150億円と多額の財源不足が見込まれる。ちなみに平成19年度の財源不足額180億円については、緊急避難的な措置として県債管理基金からの借り入れによって財源確保したところである。

(4) 平成19年度予算の内訳（資料6）

歳出削減の内訳を一般財源ベースでみると、7,130億円の主な内容は人件費2,834億円、一般行政費1,618億円、公債費1,372億円、税交付金946億円などとなっている。

このうち、一般行政費を除く経費は義務的性格が強く、また、一般行政費の中身を調べてみると、1,133億円は介護給付費負担金や老人医療給付費負担金、また住宅供給公社、土地開発公社への経営支援補助金など固定的な経費であり、自由度の高い経費は485億円しかない状況である。

とりわけ、両公社への経営支援は約56億円であるが、約10年間にわたって本県の財政負担となり財政危機の要因のひとつとなっている。二度とこのような支援

策を講じる事態を招かないよう、県はこのことを重く受けとめ、今後、慎重に政策判断を行うべきである。

2 行政組織の現状・課題と見直しの方向

歳出削減のためには、予算に占める割合がもっとも高い人件費の削減が効果的である。

これまでにも平成5年度から平成18年度までの間に一般行政部門で16.2%の職員を削減し（全国第7位の削減）、また平成19年4月から一般職員の給与カットに踏み切るなど、厳しい人件費抑制に努めてきたが、この未曾有の危機を乗り切るため、さらなる人件費抑制の道を見つけるとの観点から、行政組織の現状・課題を調査した。

その結果、「平成の大合併」により市町村数が半減したこと、IT技術や道路交通網の整備が格段に進展していること、本県の職員の7割は出先機関に勤務していることなどから、まずは、職員削減に効果が高いと思われる出先機関の現状・課題を調査した。

出先機関の見直しの状況をみると、農業改良普及センターが平成6年度に14箇所、保健所が同時期に4箇所、また11年度に2箇所減ってはいるものの、既述した市町村合併の進捗やIT環境の格段の進展などを踏まえた再編はほとんど実施されていないことがわかった。

これを踏まえて、委員会は、まずは本庁への業務集約や市町村への権限移譲を徹底し、出先機関の機能を縮小することを求め、その上で、地方総合事務所をはじめ、主要な出先機関についてはすべて見直す方向で調査を進めることとした。

また、審議会、懇談会等の状況について調査したところ、県庁内に203設置されており、子細みてみると、形骸化していたり、類似目的のものが設置されているなど、見直すべき点が多くあることがわかった。これについては、委員謝金などの開催経費はもとより、これに係る職員の諸準備のための人件費が大きいと思われるため、徹底して見直す方向で調査を進めることとした。

さらに、本県の人件費の伸び率が全国平均を上回る点について、人件費の大宗を占める教育部門の調査を行ったところ、小中学校教育職の平均年齢が高いこと、高校教育職の減少幅が小さいことがわかった。

そこで、市町村合併の進展で市町村の教育委員会が力をつけていく中で、教育事務所等の指導体制について見直しを図れるのではないかとの観点から、教育事務所及び教育研修センターのあり方について調査を進めることとした。

3 歳出面の現状・課題と見直しの方向

既述した本県の平成19年度予算の中身をみてみると、人件費、公債費など義務的経費の割合が高く、自由度の高い経費はわずか485億円しかないことがわかつた。

また、ゼロベースの視点に立って事業のスクラップアンドビルトを徹底したことにより、平成10～18年度の9年間で、2,092億円の歳出を削減してきたところである。

このような状況下でさらなる歳出削減を図っていくことは、乾いた雑巾を絞るような作業であり、どれか1つを大きく削って財政危機を回避できるような、いわゆる特効薬はなく、すべての事業を見直して、小さい節約を重ねていくしかない状況である。

この状況を踏まえ、一般行政費で自由度の高い部分である485億円については、県単補助金の縮減、委託料の見直しなど徹底した事務事業の見直しや、特別会計などへの繰出金、出資団体等への財政支援の見直しについて調査を進めることとした。

また、一般行政費で固定的な経費となっている部分についても見直しの可能性がないかさらに調査を進めることとした。

さらに、義務的経費となっている公債費の抑制について、また、すでに大幅な削減を図ってきており公共事業の一層の縮減重点化についても調査を進めることとした。

4 歳入面の現状・課題と見直しの方向

本県の県税収入額は、平成15年度以降、企業収益の回復などと相まって増加に転じ、平成18年度は過去最高額を達成、平成19年度は4千億円を超えることが予想されている。

しかしながら、本県の県税徴収率（平成18年度）は全国第39位、とりわけ市町村に徴収を依頼している個人県民税にいたっては全国第46位と財政再建上、また税の公平性の点からも極めて憂慮すべき状況となっている。

委員会はこの点を重視し、県税徴収率の向上を図るために諸方策についてさらに調査を進めることとした。

また、本県には1,000haを超える県有未分譲地があり、多額の借入残高を抱えている。この早期処分は、借入金返済による利息負担の軽減のみならず、税収が伸びてもそれ以上に地方交付税が減らされる現況においては、地方交付税の算出基礎に計上されない税外収入の確保としても極めて重要であり、その処分策について調査を進めることとした。

さらに、緊急避難的な財源確保が必要な現状を踏まえ、使用料・手数料の見直し、約55億円（平成18年度決算）にものぼる県税以外の収入未済額の縮減、現在

3 2ある基金の整理統合や財源確保のための活用の可能性についても調査を進めることとした。

III 調査項目

県から現状・課題を聴取した上で、下記の項目を本委員会の調査項目と決定した。項目は、調査方針に沿って、組織面、歳出面、歳入面の3分野ごとに仕分けし、複数分野にまたがる項目についてはその他として整理した。

項目の抽出にあたっては、本委員会が具体的な成果を出すことを強く求められていること、また、調査期間が14カ月と限られた時間の中で幅広の議論をしなければならないことを念頭に置き、財政再建に効果が大きく具体に結果の出る項目を優先的に審議することとした。

○組織面

- ・本庁と出先の役割分担の見直し
- ・地方総合事務所の役割再検討
- ・県税事務所、保健所、土木事務所の配置検討
- ・地域農業改良普及センター、土地改良事務所等農業振興体制の再検討
- ・審議会・懇談会等付属機関の見直し

○歳出面

- ・公共事業の縮減重点化
- ・事務事業の見直し
(県単補助金の縮減、委託料の見直し、大規模建設事業・イベントの見直し、I・T関連経費の縮減など)
- ・公債費負担の抑制(新規発行抑制・県債残高の圧縮)
- ・出資団体等への財政支援の見直し
- ・特別会計・企業会計の見直し

○歳入面

- ・県税徴収率の向上
- ・県有未利用地の処分促進
- ・使用料・手数料等受益者負担の適正化
- ・各種基金の整理統合と活用

○その他

- ・政策評価等事業評価制度のさらなる充実
- ・地方税財政制度の見直し
- ・企業誘致の促進

※事後の追加削除の可能性有り。

地方税財政制度等の国の所管事項については、必要に応じ国に提言する。

IV 本県財政の再建のための諸方策

本県は平成15年度から県債管理基金の繰替運用による予算編成を行うなど、厳しい財政運営を強いられている。この「未曾有の財政危機」を回避するため、聖なる行財政改革を即刻断行しなければならない。

県においては、本委員会で集約された以下の提言について、極力早期に実現されることを強く求めるものである。

1 行政組織改革のための諸方策

(1) 本庁と出先の役割分担の見直し

市町村合併を踏まえまちづくり特例市制度の活用などによる市町村への権限移譲を一層進める一方で、IT環境の進展、道路交通網の整備などから集約化するほうが効率的な業務や専門性の高い業務は本庁に集約化し、出先機関の効率化を図るべきである。

(2) 地方総合事務所の見直し

- ・本庁への業務の集約や、市町村への権限移譲等を進めることにより、業務を縮小かつ組織体制を大括りし、現地性の高い事務や県民サービス中心の事務所に見直すべきである。
- ・後継事務所の設置位置については、新茨城県総合計画の広域連携圏を基本とし、北部地域と南部地域に区分し、事務所体制のあり方を考えるべきである。
- ・現在の県北地方総合事務所の管轄区域は、一般県民の多くが考える「県北地域」と認識のずれがあるため、この点に留意して後継事務所の管轄区域を検討すべきである。
- ・事務所の設置位置については、十分に県民理解を得るべきである。特に人口の重心以外に事務所を設置する場合には、留意するべきである。

(3) 県税事務所の見直し

- ・管理職、総務部門の削減や、事務合理化による人員削減を図るとともに、困難滞納事案への重点的人員配置等を図るため、一部事務所を住民サービス中心の支所にするなど再編すべきである。
- ・市町村等との一層の業務連携を図り、組織を効率化していくべきである。

(4) 保健所の見直し

- ・市町村合併や交通体系の整備、市町村への権限移譲が進んでいる状況から、管轄区域を広域化し、業務の集約化によって保健所機能の専門性を高めていくべきである。
- ・法の規定を踏まえ、管轄区域は二次保健医療圏を基本とし、圏内に複数ある保健所については一方に業務集約し、他方を支所化するなど何らかの再編をするべきである。
- ・県民、事業者、関係団体などの意見をよく聞きながら再編を進めるべきである。

- ・健康危機管理や難病対策、育児支援など今日的課題については強化しながら、再編を進めるべきである。

(5) 農業関係出先機関の見直し

地域農業を振興する視点を持って、試験研究機関などとの連携体制も考慮しつつ、総合事務所農政部門、農業改良普及センター、土地改良事務所について再編を図るべきである。

(6) 土木事務所等の見直し

- ・社会基盤の整備状況、市町村合併などを踏まえ、総務、検査、管理部門などを集約化し、効率的な組織体制に再編するべきである。
- ・再編にあたっては、県民ニーズを踏まえた現場機能の維持を図り、災害など緊急時対応に遺漏のない組織体制とするべきである。
- ・特設事務所は、その役割の変化に即応し、適切に見直すべきである。

(7) 審議会・懇談会等付属機関の見直し

- ・現在203設置されているすべての審議会、懇談会等について、必要性、運営方法などを検証すべきである。
- ・当初の設置目的が達成済みのものや類似目的のもの、形骸化しているものなどについて、極力廃止・休止・統合などの見直しを行うべきである。
- ・新たに設置されるものも含めて、すべての審議会、懇談会等に終期を設定すべきである。
- ・廃止・休止・統合ができないものについては、最小限の委員数で行うなど運用改善を図るべきである。

(8) 教育委員会等の組織体制の見直し

- ・市町村合併により、市町村教育委員会が強化されていくことを踏まえ、教育事務所等の市町村指導体制について見直すべきである。
- ・指導主事数を削減し、その経験者を学校現場に戻すべきである。
- ・公立小中学校については、全国平均と比べて小規模校の割合が高く教員数が多くなっているため、規模適正化のための指針を作成するべきである。また、市町村教育委員会が学校に対して適切な指導が行えるよう、指導主事の派遣に係る基準を作成するべきである。
- ・県立高校については、中学校卒業者数の減少等を踏まえ、規模の適正化を図り、学級数及び教員数の見直しを行うべきである。
- ・本県教員の年齢構成には偏りがあるため、退職手当支出が平準化できるよう適切な対策を講じるべきである。

2 歳出削減のための諸方策

(1) 人件費の抑制

- ・ 19年4月からの全職員対象の給与カット措置により、職員の士気低下が懸念されている。国や民間の動向に留意しつつ、給与制度を適正に見直していくべきであるが、併せて、業務の成果に基づく評価方法を採り入れるなど、職員のやる気を引き出す人事評価制度の導入を図るべきである。また、給与カットが恒常的な措置にならないよう、全職員一丸となって徹底した歳出削減、歳入確保に努められたい。
- ・ 平成27年度まで特例的に認められている退職手当債を活用し、財政の硬直化を回避するべきである。また、退職手当額の平準化のため特例的に要件緩和している早期勧奨退職制度を積極活用すべきである。

(2) 公共事業の縮減重点化

公共投資は国の景気対策に連動して大幅な追加を行っていた以前の水準にまで縮減しているが、他県では本県以上に縮減している例もあることから、地域経済や雇用に与える影響に配慮しつつ引き続き抑制すべきである。

(3) 事務事業の見直し

① 県単補助金の縮減

ア 徴収率による県単補助金削減

- ・ 市町村が賦課徴収している個人県民税の徴収率が全国最下位レベルであること重く受け止め、個人県民税徴収率が相当程度低い市町村に対する県単補助金を削減するなど、市町村の徴税努力を促す施策を講じるべきである。
- ・ 上記施策の実施にあたっては、まずは、市町村の徴税努力を十分に促した上で、市町村の財政状況、一般住民の生活に影響がないよう慎重な制度設計を行うべきである。

イ 大型補助金の抑制

歳出に占める割合が大きい大型補助金について、補助要件等の他県との比較や補助金支出額の平準化などにより、支出額の抑制を図るべきである。

ウ 零細補助金の縮減

少額な市町村向け補助金や、団体向け補助金で団体の予算規模に占める県補助金の割合が小さいもの、団体の繰越額が県補助額を大きく上回っているものなどについては見直すべきである。

② 委託料の見直し

- ・ 庁舎清掃、警備業務など同種の事業については委託仕様書を統一し、また、極力随意契約から競争入札への切り替えを検討するなどして経費削減を図るべきである。
- ・ 事業目的に沿った適切な事業手法の検討や、外部委託等の民間活力導入、住民団体の活用などを一層推進すべきである。

- ・指定管理者制度の一層の導入を図るべきである。

③大規模建設事業・イベントの見直し

第4次行財政改革大綱で掲げられた方針を当面堅持するべきである。ただし、大規模イベントについては、県民が夢や希望を持てる施策として有効なため、経費を節減しつつ、適切に誘致することも検討するべきである。

また、県立友部病院については、県の精神医療の中核を担う役割の重要性や施設の老朽化、経営の合理化などを考慮し建て替えるべきである。

県有施設の維持管理については、予算編成の中に維持補修、減価償却の観点を入れていくことを検討するべきである。

④ＩＴ関連経費の縮減

部局によってバラバラに整備されてきた各種システムの非効率を是正するため、新規構築や改修等を行おうとする情報システムを対象に、入念な業務の見直しとシステムの最適化を図るべきである。また、全庁統一のシステム構築を検討するべきである。

(4) 公債費負担の抑制

- ・右肩上がりで増えている県債残高を減少に転じさせるべきである。
- ・また、本年度創設された高金利地方債の繰り上げ償還制度の活用や「超長期債」発行の検討など、資金調達コストの縮減を図るべきである。

(5) 出資団体等への財政支援の見直し

①全般的対策

- ・改革工程表の目標達成に向けあらゆる手段を講じて保有土地処分等に全力で取り組むべきである。精査団体は半年ごと、その他は1年ごとに工程表の取組状況を公表するなど進行管理を徹底するべきである。
- ・資産評価への低価法導入、公益法人制度改革への対応など、予測されている課題に対し、時間をきっちり決めて、迅速に対策を講じるべきである。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る新たな財政指標（将来負担比率）の算出内容等の精査を進め、必要な対策を検討するべきである。
- ・出資団体の数を削減していくべきである。

②団体ごとの対策

ア 鹿島都市開発株式会社

事業の6割を占めるホテル部門の強化に努めるべきである。また、経営改善計画に基づき、引き続き徹底した経営管理を行うべきである。

イ 茨城県開発公社

- ・プロパー工業団地の早期分譲のため企業誘致体制を強化するべきである。また、

未造成団地については、交通インフラの整備の進捗、引き合いの状況等に応じ、注文造成などによる売却を検討するべきである。

- ・福祉施設部門については、中長期的には撤退も含めた運営方向を検討していくべきである。
- ・砂沼サンビーチのあり方について、早期に決定するべきである。
- ・ワープステーション江戸の施設運営について、ロケ事業を行っている民間への売却も含め検討していくべきである。
- ・茨城空港ターミナルビル事業については、既存の公社事業に影響を与えない独立した事業運営方針を立て、県の支援の下で安定した経営を行うべきである。

ウ 茨城県住宅供給公社

- ・民間事業者との共同事業、インターネット公売、土地探し相談会の開催などにより全力で顧客開拓、販売促進を図るべきである。
- ・造成費を削減するために、道路、埋設管などを民間が行う方策も検討するべきである。
- ・地価下落等により生じた追加損失の処理方策については、議会と十分に調整を図るべきである。

エ 茨城県土地開発公社

- ・県の経営支援などにより、27年度までに債務超過の解消を図るべきである。
- ・長期保有土地の9割を占めるひたちなか地区の保有土地を極力有利に売却し、これ以上の債務超過を発生させないよう努めるべきである。

オ 茨城県社会福祉事業団

- ・中期経営計画に基づく経営効率化に努めるべきである。
- ・民間にできることは極力民間に任せ、人件費等の経費を節減するべきである。
- ・特に、あすなろの郷については、民間施設との連携を密にして、民間施設では看られない重度の方を中心に入所してもらい、施設をコンパクトにしていくべきである。

カ 茨城県教育財団

- ・生涯学習施設管理、埋蔵文化財事業の効率化を図るべきである。
- ・嘱託職員ないし臨時職員を活用し、県派遣職員は一定人数を残して県に引き揚げ、経費を削減するべきである。
- ・現在の数値目標を踏まえ、さらに、スリム化する計画を立てるべきである。
- ・継続事業が多いので、教育庁と連携を密にして事業を見直すべきである。

(6) 特別会計・企業会計の見直し

- ・事業効率化や経費の徹底した見直しにより、一般会計からの繰入金をさらに抑制するべきである。

- ・内部留保が多い会計については、借入金の繰上償還や一般会計への繰出しを実施し、一般会計の財政危機回避に寄与するべきである。
- ・当初目的が薄れたものや、一般会計での取扱が可能な会計については、廃止・休止を検討するべきである。
- ・市町村振興資金については、県財政の逼迫を踏まえ、市町村の理解を得つつ、不交付団体への貸付金の繰上償還や新規貸付の抑制を検討するべきである。

3 歳入確保のための諸方策

(1) 県税徴収率の向上

- ・自主財源の確保、また税の公平性の観点から、全国39位に留まっている県税徴収率を早急に向上させるべきである。
- ・処分前提での厳しい態度での滞納整理や、自動車税対策としてのタイヤロック、捜索による財産調査など、徹底した取り組みを行うべきである。
- ・また、電子納税やコンビニ納税など、納税機会の拡大を図るべきである。
- ・市町村への職員派遣の強化による市町村の滞納整理体制の整備や、個人県民税徴収率による市町村向け県単補助金削減（再掲P10）などにより、全国46位と最下位レベルにある個人県民税徴収率を全力で向上させるべきである。

(2) 県等保有土地の処分促進

①全般的対策

- ・企業誘致等を積極的に行っていくべきである。（企業誘致については後掲P14）
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で、地方自治体は1年以内に新しい指標を公表しなければならないが、保有土地がどの程度本県の将来負担比率を高めるのか、本委員会ができるだけ早く試算を公表すべきである。

（再掲P11）

- ・公益法人に、低価法が義務化になった場合の、3公社の含み損と県負担がどのくらいになるのか、試算・検討を進めるべきである。

②TX沿線の土地（都市計画事業土地区画整理事業特別会計）について

引き合いが好調であり、簿価を上回る価格での処分実績が出ているなど、比較的好調に処分が進んでいるが、多額の県債残高を抱えているため、改革工程表により事業費圧縮、計画的処分に取り組むべきである。

③茨城県開発公社が受託している公共工業団地について

- ・茨城中央、北浦複合、宮の郷など地価下落により収支が厳しい団地がある。昨年度から行っている金利分の県費負担に加え、県による段階的買戻しを検討するべきである。
- ・しかるべき時期に、簿価を下回る市場価格での分譲について、十分なシミュレーションを行い、損失額の見通しを議会に説明し、処分策について合意形成を図っていくべきである。

④茨城県住宅供給公社について

工程表の目標達成のためにあらゆる手段を講じて販売促進を図るほか、地価下落等により生じた追加損失の処理方策については、議会と十分に調整を図るべきである。（再掲 P 1 2）

⑤茨城県土地開発公社について

保有地の多くを占めるひたちなか地区の土地をなるべく有利に売却し、これ以上の債務超過を発生させないように努めるべきである。（再掲 P 1 2）

(3) 使用料・手数料の見直し

- ・単価水準の近県比較において本県の単価水準が低いものについては、コスト計算の見直しを行い、適正な水準へ見直すべきである。行政財産等の貸付料減免については、必要性や民間との役割分担の観点から精査するべきである。
- ・県民負担の急激な増加をさけるため、一斉見直しだけではなく、個別的定期的に見直すべきである。
- ・指定管理者制度を導入している施設については、使用料を見直すことで県費負担が軽減できる可能性があるため、この設定について十分に検討するべきである。

(4) 収入未済額の縮減

- ・平成18年度決算では、一般会計、特別会計、企業会計（滞納額）を合わせて約181億円あり、平成19年度予算の県債管理基金からの繰り替え運用額に匹敵するほどの額が存在することから、縮減に全力で取り組むべきである。
- ・具体的には、19年3月に設置された未収債権対策連絡会議の一層の機能強化を図るとともに、法的措置も含めた強硬手段を辞さない態度での回収や、専門的知識ノウハウを有する民間の債権回収会社の活用など検討するべきである。

(5) 各種基金の整理統合と活用

残高僅少な基金や、国費が財源でない基金などについては廃止を含め見直すべきである。また、特定目的のための基金についても、一般会計の財源対策で活用できるよう規定を見直すべきである。

また、基金の整理にあたっては資金運用委員会の場で、全庁的な意見を聞き取りながら進めるべきである。

4 その他財政再建のための諸方策

(1) 企業誘致の促進

- ・本県の好調さが続いているこの時期を逃さず、本県独自の課税免除措置や交通インフラのアピール、間接リースなどの新たな分譲手法の活用などにより、積極的な企業誘致に取り組むべきである。
- ・企業誘致の大型補助金やリート会社への働きかけなども想定した不動産の証券

化など、新たな分譲手法も検討するべきである。

- ・県内産業界にも本県の土地保有の現状を伝え、売却の応援団になってもらうべきである。
- ・知事及び副知事などによるトップセールスをより一層行っていくべきである。

V 平成20年度予算編成及び行政組織改編に向けて

以上、財政再建のための諸方策を述べてきたが、未曾有の危機に瀕している本県財政を考えると、行財政改革には一刻の猶予も許されない状況である。したがって、この提言については、平成20年度から実施できるものについては、予算編成、組織人員配置の見直し、関係条例等の改正などについて、即時対応されるよう強く求める。

また、20年度から実施できない事項についても、この提言を真摯に受け止め、極力早期に実現されるよう重ねて要望する。

VI 今後の調査にあたって

本委員会はこれまで11回にわたる調査審議を行ってきた。今回の調査分野は非常に幅広く内容も多岐にわたるものであったが、この間懸命の努力により、短期間のうちに一定の改革案を提案してきた県執行部に対しては、その労苦を評価するものである。

本委員会は、最終報告に向け、さらに精力的な活動を継続していくことなるが、今後は下記の点を中心に調査審議していくこととする。執行部に対しては、形式にとらわれない中身のある改革案を提案されるよう求める。

○中間報告における提言について

- ・実施内容の明確化、実施時期の明確化、実施したことによる歳出削減額あるいは歳入確保額の明確化などについてさらに調査していく。
- ・特に組織面については、知事部局の本庁組織、教育庁組織、警察組織について、さらに調査していく。

○最終結果報告に向けて

- ・最終結果の中には改革の効果額を数字で入れることとする。
- ・改革の効果額は、短期と中期に分けて積算、掲載する。県出資団体等調査特別委員会における改革工程表のような、進捗状況がチェックできる枠組みをつくることを検討する。
- ・これまでの検討の中で未審議の事項についても必要に応じ審議する。

(資料 1)

調査にあたった委員

委員長	石川	多聞	聞良
副委員長	西條	昌靖	良靖
委員	高橋	勝代	靖代
〃	伊沢	眞穂	昌代
〃	小田木	徳彦	正穂
〃	木岡	彦平	徳彦
〃	鶴岡	平之	正武
〃	山口	透	英美
〃	飯岡		之透
〃	海野		
〃	長谷川	大紋	(平成 19 年 3 月 22 日～平成 19 年 7 月 12 日)
〃	常井	大洋	治洋
〃	桜井	富夫	富夫
〃	森田	悦男	悦男
〃	長谷川	修平	修平
〃	臼井	平八郎	平八郎
〃	足立	寛作	寛作

(資料2)

調査活動経過

時 期		審 議 事 項 等
1	5月 11日 (金)	○調査方針、活動計画の決定 ○本県財政状況等の概況（全般的な事項） ○財政状況等の現状と課題 (歳出面、歳入面、本県組織の現状と課題)
2	5月 24日 (木)	○調査項目の選定 ○行政組織の現状・課題と今後の対応 (総括事項、地方総合事務所、県税事務所、保健所、地域農業改良普及センター、土地改良事務所)
3	6月 11日 (月) <定例会中>	○第二期地方分権改革の推進を求める意見書案の検討
4	6月 14日 (木) <定例会中>	○行政組織の現状・課題と今後の対応 (土木事務所、審議会・懇談会等) ○歳出面の現状・課題と今後の対応 (本県財政構造の分析、県単補助金の縮減、IT関連経費の縮減、公債費負担の抑制)
5	7月 4日 (水)	○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・人件費の抑制　・県立病院改革　・保有土地関係（総括事項、県住宅供給公社、県土地開発公社、県開発公社、都市計画事業土地整理事業特別会計[つくばエクスプレス沿線地区]）
6	7月 30日 (月)	○行政組織の現状・課題と今後の対応 (地方総合事務所、農業関係出先機関、審議会・懇談会等) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 (徴収率の状況等、委託料の見直し、基金の見直し)
7	9月 4日 (火)	○行政組織の現状・課題と今後の対応 (地方総合事務所改革、農業関係出先機関改革、教育事務所等市町村指導体制の見直し) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・特別会計の見直し（総論、病院事業会計、競輪事業特別会計、鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、鹿島都市計画下水道事業会計）
8	9月 26日 (水) <定例会中>	○行政組織の現状・課題と今後の対応 (県税事務所改革、保健所改革、土木事務所改革) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・特別会計の見直し（物品調達特別会計、公債管理特別会計、市町村振興資金特別会計、中小企業事業資金特別会計、農業改良資金特別会計、港湾事業特別会計、流域下水道事業特別会計）

時 期		審 議 事 項 等
9	10月22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○出資団体運営の現状・課題と今後の対応 (総論, 鹿島都市開発(株), (財)茨城県開発公社, 茨城県住宅供給公社, 茨城県土地開発公社, (社福)茨城県社会福祉事業団, (財)茨城県教育財団) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・徴収率による県単補助金削減 ・平成20年度予算要求についての基本的な方針
	10月25日(木) ～26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●県外調査(岡山県) <ul style="list-style-type: none"> ・総合出先機関の再編について ・行財政改革の状況について
	11月5日(月) ～6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ●県外調査(大阪府・京都府) <ul style="list-style-type: none"> ・決算黒字化への取り組みについて(大阪府) ・税業務共同化の推進について(京都府)
10	11月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○論点整理 ○行政組織の現状・課題と今後の対応 (地方総合事務所改革, 県税事務所改革, 保健所改革, 農業関係出先機関改革, 土木事務所改革)
11	12月14日(金) <定例会中>	<ul style="list-style-type: none"> ○中間報告書案の検討 ○行政組織の現状・課題と今後の対応 (農業関係出先機関改革, 教育事務所等市町村指導体制, 小中学校の規模の適正化) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・使用料・手数料の見直し・収入未済額の縮減 ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第二期地方分権改革の推進を求める意見書

本県財政は、平成 16 年度からの 3 年間で一般財源が約 1,000 億円も減少し、未曾有の財政危機に直面している。

この状況に鑑み、茨城県議会は、今般、財政再建等調査特別委員会を設置し、歳入、歳出、行政組織の全般にわたって、聖域なき行財政改革を断行することとしたところである。

そもそもこの財政危機の主たる原因是、この 3 年間で本県の税収が約 1,000 億円増えているにもかかわらず、地方交付税等が約 2,000 億円も削減されたことにあり、財政力の強い一部の団体を除いては、全国的にも同様の傾向にある。

国と地方の役割分担の明確化と権限・財源の移譲が不十分なままで、一方的に地方一般財源総額を減少させることは、このままであれば、全国的に行われている懸命の財政危機対応を恒常化させ、地方をますます疲弊させることとなる。

先般、地方分権改革推進委員会が、目指すべき改革の方針である「基本的な考え方」をとりまとめたが、今後の改革にあたっては、真に地方分権に資する改革が実現できるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 地方交付税は地方固有の財源であり、国の裁量に左右されることなく、地方の財源不足に対応した交付税総額を確保すること。なお、後年度に財源措置とした地方債の元利償還金に係る約束分や、大幅な増加が見込まれる社会保障関係費などについても地方財政計画の策定を通じて適正に反映すること。
- 2 「地方にできることは地方が担う」の基本原則が貫徹されるよう、国と地方の役割分担について徹底した見直しを行い、国から地方への権限と財源の移譲を進めるとともに、国の関与・義務づけの廃止・縮小を推進すること。
- 3 地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国と地方の税源配分をまずは 5 : 5 となるよう地方税源の充実強化を図ること。その際、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するとともに、税源偏在の是正のための措置を講じること。
- 4 直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して、維持管理費の負担も含めて個別に財政負担を課すものであり、極めて不合理なものであることから早急に廃止すること。
- 5 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る各種基準については、地方の発展可能性を削ぐことのないよう、各自治体の状況等を充分に斟酌したうえで、地方の努力が報われるよう設定すること。

6 公債費負担の軽減対策により財政の健全化が図れるよう、高金利地方債の繰上償還制度の拡充等適切な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

茨城県議会議長 飯野 重男

(提出先)

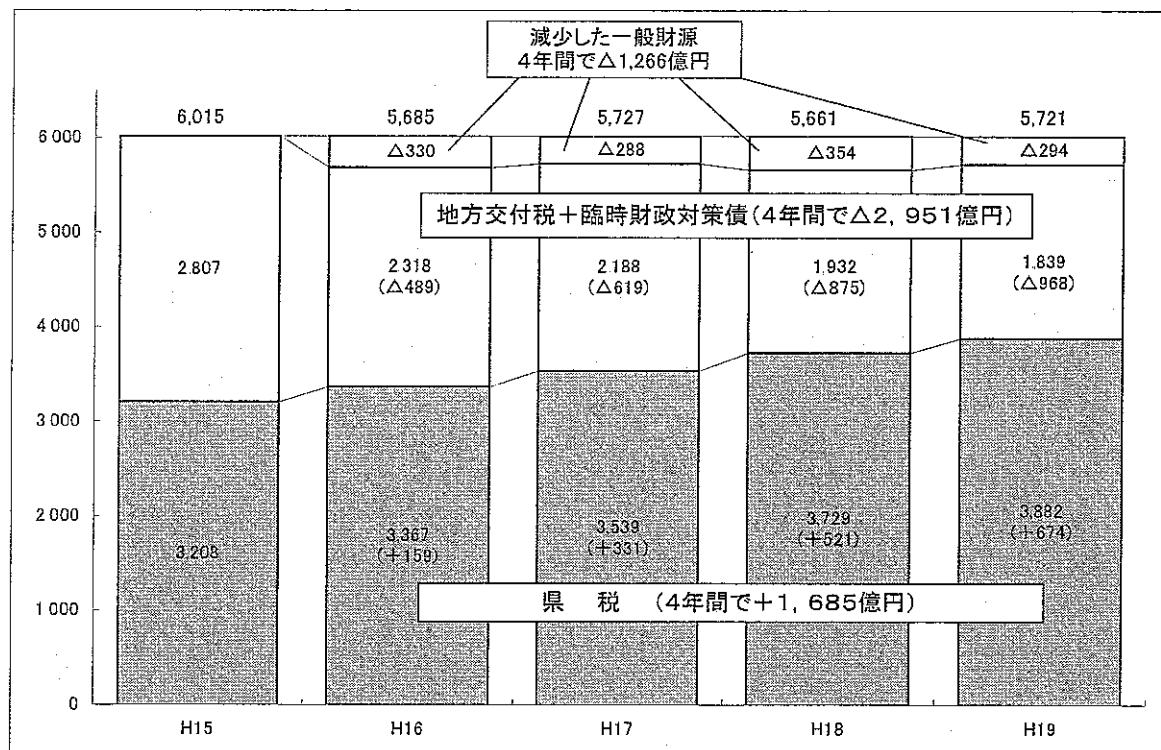
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

(別紙4)

1 本県財政の概況

○県税・地方交付税等の推移

(単位:億円)

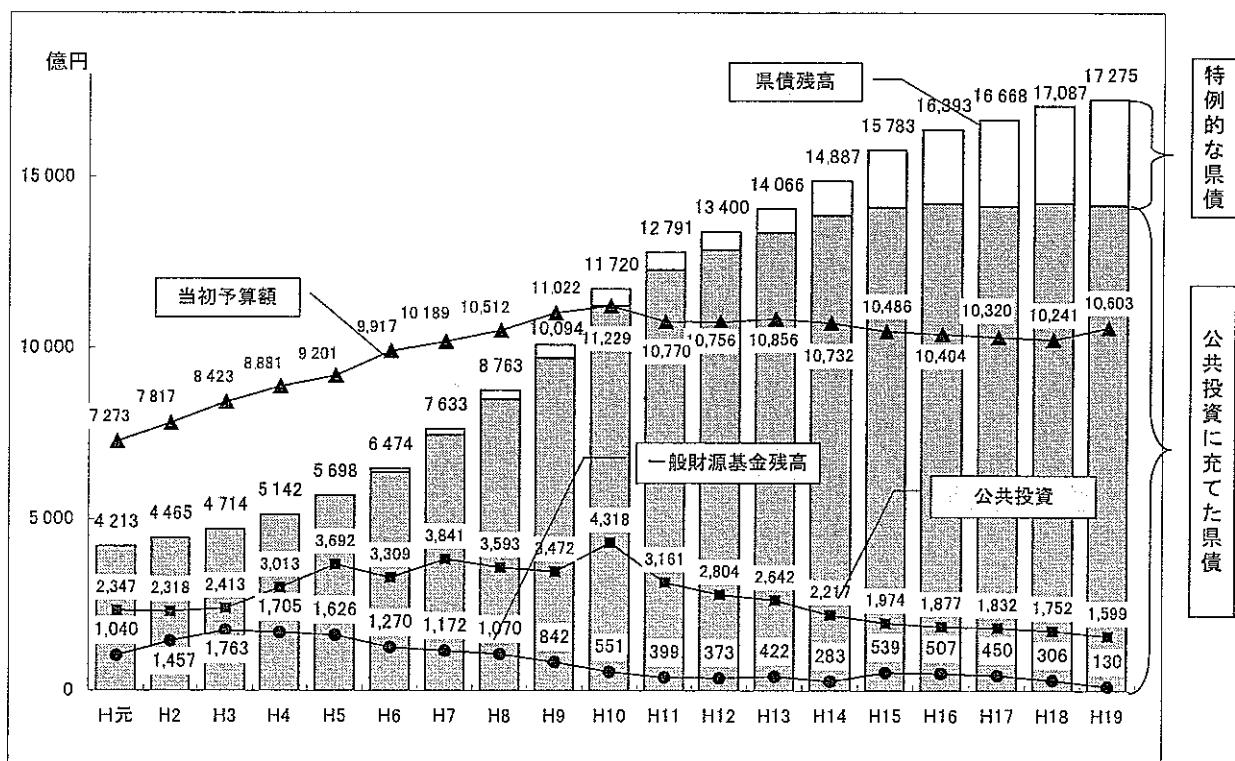


(注)1 H15からH18までは決算額、H19は当初予算(税源移譲分除き)による。

2 「県税」は地方消費税清算後である。

○県債残高、一般財源基金残高、当初予算額及び公共投資の推移

(単位:億円)



(注)1 「一般財源基金残高」及び「県債残高」は H18までは決算額、H19は当初予算による。

2 「公共投資」は、H18までは最終予算額、H19は当初予算の額。

3 「特例的な県債」は 地方交付税の肩代わりや県税の減税による減収の補てんのため発行した臨時財政対策債減税補てん債等である。

(別紙 5)

○平成21年度までの財政収支見通し

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入	県税等	4,730	4,850	4,960
	地方交付税	1,570	1,490	1,420
	臨時財政対策債	269	240	220
	地方譲与税等	91	90	90
	国庫支出金	1,073	1,070	1,070
	県債(臨時財政対策債を除く。)	811	800	800
その他歳入	計 (A)	10,603	10,150	10,120
歳出	人件費	3,381	3,500	3,510
	扶助費	187	190	200
	公債費	1,374	1,380	1,300
	投資的経費	1,603	1,600	1,580
	補助費等	2,367	2,390	2,410
	その他歳出	1,691	1,640	1,570
計 (B)	10,603	10,700	10,570	
財源不足額 (A-B)		(△600)	△550	△450

○財源確保の目標額

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳出 改 革	人件費の抑制	119	126	85
	公共投資の縮減・重点化	17	17	34
	事務事業の再構築	50	78	152
	企業会計・特別会計の見直し	10	5	10
小計 A		196	226	281
歳入 確 保	自主財源の確保	16	24	19
	特別会計等資金の活用等	31	—	—
	一般財源基金の取崩し	177	50	—
小計 B		224	74	19
財源確保額 A+B C		420	300	300
目標額に対する不足額		180	250	150

(注) 平成19、20年度の給与カット105億円は「人件費の抑制」に含む。

※県債管理基金からの繰替運用の状況

基金残高 H⑯	257億円	うち繰替運用額	45億円(3月補正で解消)
H⑯	259億円	〃	145億円(〃)
H⑯	347億円	〃	180億円

(別紙6)

一般行政費の状況(H19当初 一般財源 1,618億円)

平成19年度当初予算の内訳

